

みちのく潮風トレイルを活用した気仙沼・本吉圏域の魅力発信ツアー事業実施業務仕様書

1 委託業務の名称

みちのく潮風トレイルを活用した気仙沼・本吉圏域の魅力発信ツアー事業実施業務（以下「本業務」という。）

2 目的

気仙沼・本吉圏域（以下「当圏域」という。）において、当圏域を縦断する「みちのく潮風トレイル」のトレッキングに加え、「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」の各コンテンツを組み合わせた仙台発着のバスツアーを開催することで、みちのく潮風トレイルと地域の魅力を発信するとともに、宮城オルレ気仙沼・唐桑コースとの相乗効果により、さらに多くの観光誘客を図るもの。

3 本業務のメインターゲット層

仙台圏域を中心としつつ、関東圏も視野に入れた、みちのく潮風トレイルをはじめ、当圏域の食や自然に興味のある方など。

なお、これらの方以外の参加を制限するものではない。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

5 業務概要

当圏域において、みちのく潮風トレイルのトレッキングに「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」の各コンテンツを組み合わせたバスツアーを行う旅行商品の造成及び催行、並びに広報及び効果測定を行うもの。

6 業務詳細

（1）旅行商品の造成及び催行

イ 旅行商品の造成

（イ） 気仙沼市内及び南三陸町内を縦断するみちのく潮風トレイルのコース上において、発注者が設定した以下のセクションコースをトレッキングする仙台駅発着の旅行商品を造成及び催行すること。

なお、いずれのコースもトレッキングがメインコンテンツであるものの、連続かつ全てを踏破する必要はなく、イ（ロ）で提案するコンテンツと柔軟に組み合わせ、より効果的にトレッキングと各コンテンツの双方の体験ができる旅

行商品とすること。

コースA) 唐桑半島から大島を一泊二日で巡る約 15km のセクションコース

コースB) 大島から気仙沼市内を一泊二日で巡る約 15km のセクションコース

コースC) 気仙沼市内を一泊二日で巡る約 15km のセクションコース

コースD) 南三陸町内を一泊二日で巡る約 15km のセクションコース

なお、ルートの詳細については、以下のサイトを参考にすること。

NP0 法人みちのくトレイルクラブ：<https://m-tc.org/explore/map/web/>

- (ロ) 旅行商品には、以下の 3 つの要素を盛り込むこと。必須ではないが、夜間や早朝のコンテンツをオプションツアーとして実施するなど幅広く検討すること。

① 学ぶ：震災伝承、防災学習、歴史、文化等に関する学習コンテンツ

② 遊ぶ：自然体験、地域体験等のアクティビティ

③ 食べる：地域食材を活用した食事や特産品、食文化を体験できるコンテンツ

- (ハ) 宿泊先は、気仙沼市又は南三陸町の宿泊施設の中から、参加者のニーズに合わせて選択できるようにすること。

なお、トレッキング終了地点から各宿泊施設、宿泊翌日の各宿泊施設から集合場所への移動手段をそれぞれ確保すること。移動手段については、参加者の安全かつ円滑な移動が確保できる場合に限り、ジャンボタクシー等を使用して差し支えない。

宿泊にあたっては、参加者の安全管理及び適切な行程管理のため、各宿泊先に添乗員 1 人以上を同行させること。但し、徒歩数分圏内に立地しているほか、連絡体制の確保により不測の事態に十分に対応できると認められる場合はこの限りではない。

- (二) ツアーの参加者数は各回最大 25 人とし、最少催行人数は 10 人とすること。

- (ホ) 受注者は、参加料として一人当たり 12,000 円程度を徴収することとし、その金額については事前に発注者と協議すること。

なお、参加料については、参加者の食事、宿泊費、保険に係る原価費用等、参加者個人に係る費用とし、協議の際にはその内訳も明示すること。

また、自宅から仙台駅まで及び仙台駅から自宅までの交通費は参加者が負担するものとする。

- (ヘ) (ハ) の提案中、参加者のニーズとは、宿泊施設の形態（旅館、ビジネスホテル、民宿等）の選択が可能となることを想定しており、選択の結果、参加料が増加する場合については、参加者への負担を前提とした提案とすること。

- (ト) バスの運行、宿泊施設への移動に係る費用及び募集広報費、企画費、効果測定費、事務手数料、その他ツアー実施に必要な固定費用は、本業務の委託料に含むものとする。

- (チ) その他、本事業に有効と思われる企画提案があれば行うこと。独自提案事業のために新たにかかる費用については、委託金額に含めること。

ロ 実施時期及び実施回数

令和8年9月から令和9年2月（年末年始を除く）の1泊2日間でイ（イ）の各コースを1回ずつ実施することを基本とする。

なお、日程については発注者と協議の上決定すること。

ハ バスの手配及び運行

- (イ) JR 仙台駅を発着地として、イ（イ）に規定するスタート地点及びゴール地点に参加者を輸送するほか、イ（ロ）で提案する各コンテンツへの輸送、イ（ハ）の宿泊先への輸送のため運転手付き観光バスを1台手配すること。

なお、バスガイドは不要とする。

- (ロ) 周遊する行程（期日・日程）をあらかじめ決めてから募集すること。
- (ハ) 運行に係る業務は、旅行業法、道路運送法その他本業務の実施にあたり必要な許可を受けた者が行うこととする。

ニ ツアー催行に係る手配

- (イ) 本業務を安全かつ円滑に実施するため、みちのく潮風トレイルや当圏域の紹介を行うガイドを、参加者数10人に対して1人配置すること。

なお、できる限り当圏域で活動するガイドを選定することとし、選定にあたっては発注者と事前に協議すること。また、事前に立ち寄り先及びトレッキングガイドと十分な打合せを行い、ガイドの役割、ツアーの運営体制、安全管理対策等について情報共有すること。

- (ロ) 各回3か所以上、その周辺の商業・観光施設等や、イ（ロ）で提案するコンテンツを盛り込むこととし、施設への手配を行うこと。
- (ハ) 昼食は可能な限り地元の事業者等から手配すること。また、昼食場所は、天候リスクに十分配慮し、発注者と協議の上、場所を設定すること。
- (ニ) トレッキング終了後、仙台駅への帰路において、当圏域のお土産や特産品等を購入してもらうため、ツアーを実施した市町に所在するお土産処または道の駅等に立ち寄ること。
- (ホ) ツアーの催行に当たっては、参加者が当日の行程が分かるよう、トレッキングコースや体験メニュー等が記載されたしおり等を作成し、参加者へ配布すること。なお、事前に発注者へしおり等の内容を電子データにより提出すること。
- (ヘ) ツアーの催行中は、行程管理や参加者の安全管理等を行う添乗員を同行させること。

ホ 安全管理

- (イ) 事業の実施にあたっては、安全管理に十分配慮するとともに、事前に立ち寄り先までのコース等を十分に把握し、当日の天候、コースの状況、危険箇所（ハザード

マップや野生動物の出没箇所等を含む)を確認し、熱中症対策グッズ、熊鈴等の準備等事前の備えを万全にするとともに、休憩、トイレ等の機会を適切に設けること。

- (ロ) 各日の出発前に点呼又はリストによる確認により参加者の人数を確認するほか、当日の体調確認等リスク管理を徹底すること。
- (ハ) 立ち寄り先到着前に、参加者に対して、立ち寄り先の概要、コース、ルール、安全確保に関する注意事項等の説明を行うこと。
- (ニ) ツアー中に発生した事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡・後遺障害、入院・通院、第三者への賠償責任等を盛り込んだものとする。
- (ホ) ツアー中に発生した事故における対応及び賠償責任については受注者が負うものとする。

へ 留意事項

- (イ) 参加者からの問い合わせ対応、立ち寄り先とのツアーの日程、内容、コース調整、その他一切の連絡調整及び打合せ業務は、受注者が実施すること。
- (ロ) 参加者に対して、ツアーの内容、必要な持ち物、ツアー中のルールや安全対策等の注意事項、不測の際の緊急連絡先等を記載した資料を参加申込後直ちに提供すること。
- (ハ) ツアー内容を変更する場合は、開催日の1週間前までに発注者の承諾を得ること。
- (ニ) 天候悪化等やむを得ない事情によりツアーの催行が困難となった場合は、発注者と協議の上、催行を中止することができる。
なお、少雨の場合は決行することを想定しているが、ツアーガイドのアドバイス等を踏まえ安全を確保したうえで実施すること。
- (ホ) (ニ)の規定に基づき中止する場合は前日午後3時までに判断し、参加者及び立ち寄り先に連絡すること。その後の対応については、発注者と協議の上決定すること。

(2) 広報・募集

イ 広報

- (イ) 本業務で実施する一般参加者向けのツアー名称は、参加促進に繋がるようなものとする。
- (ロ) 旅行商品の販売に係る広報については、より多くの参加となるよう、複数の媒体を活用し、実施すること。
- (ハ) 広報を行う際は、トレッキングの他、観光や体験ツアー等が盛り込まれていることが分かるような内容とすること。
- (ニ) 広報にあたっては、コースの距離、高低差等を記載し、難易度が分かるようにすること。

ロ 募集

- (イ) 参加者の募集は受注者が行うこと。
- (ロ) 受注者は、各開催日の5日前までに参加者を決定し、発注者に通知すること。
また、最少催行人数に満たない恐れがあるときは、発注者に連絡すること。
- (ハ) 参加者の都合によるキャンセルについては、受注者が定めるキャンセルポリシー等に基づき、対応すること。

ハ 制作物

広報及び募集用の素材を、下表のとおり発注者へ納入すること。

なお、ファイル形式及び納入方法は発注者と協議すること。

項目	数量	納入時期 (見込み)	備考
広報用チラシ データ	4種類 (各回1種類×4回分)	各回、募集開始3営業日前まで。 なお、デザインや内容について 発注者との協議を終えたうえで 納入すること。	—
その他広報用 素材	—	—	企画提案内容 に応じて調製 すること。

(3) 効果測定

旅行商品の販売による効果を測定するため、参加者へのアンケートを行った上で、販売した旅行商品の自己評価を行い、発注者に提出すること。

(4) 業務管理

イ 当業務の企画・運営において、発注者、参加者、立寄施設等からの問い合わせに対応できる体制をとること。

ロ 契約締結後、速やかに実施計画書（任意様式）を作成し、発注者の承認を受けること。

なお、発注者は、提出を受けた業務実施計画書（業務実施体制、スケジュール、個人情報取扱方法、効果測定方法等）について、内容を審査し、不備のある場合は提出後、3営業日以内に再提出を求めることができる。その場合、受注者は再提出を求められた日から3営業日以内に再度提出すること。

ハ 業務完了後、速やかに当業務の実施に係る調整先、その調整経過などをまとめるほか、バスツアーの内容、参加者数、広報に関するデータ、6（3）の効果測定等を記載した「業務実施状況報告書」（任意様式）を業務完了報告書に添付して下記の提出場所に提出すること。

提出場所

〒988-0181 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6

宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部 宛て

- ニ 発注者は、業務実施状況報告書の提出を受けて、その内容を精査し、契約額の確定を行うこととする。
- ホ 業務完了報告書により委託契約額を確定した結果、6（１）ロに定める業務の実施回数を満たさないなど、成果が委託業務の内容に適合しないと認められるときは、発注者と協議の上、受注者に支払う委託費を減額するものとする。
- ヘ 受注者は、この業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

7 その他

- （１）本業務の実施に当たっては関係法令を順守するとともに、本業務により得られた成果品については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。また、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- （２）本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、成果品について、その利用目的が当地域への観光誘客の推進に有益とされる場合は、発注者と協議の上、受注者も成果品を必要な範囲において利用することができるものとする。
- （３）受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- （４）受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等に万全を期すこと。
- （５）荒天等事業者の責によらない事由により中止した場合は、キャンセルに必要な経費を明確にしておくこと。
- （６）ツアー終了後、発注者が参加者に対し、トレイルに関する情報提供やヒアリングを行えるよう事前に参加者の同意を得ること。
- （７）受注者は適宜対面又はオンライン形式により発注者と打ち合わせを行うこと。
- （８）本仕様書に記載されていない事案が発生した場合は、発注者及び受注者双方の協議の上決定する。